

# 宿泊約款

## 本約款の適用

### 第1条

- (1) 当トレーラーハウスの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められてない事項については、法令又は習慣によるものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずることができます。

## 宿泊引受の拒絶

第2条 当トレーラーハウスは、次の場合には、宿泊の引受をお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令に規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し、特別負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊することができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。
- (8) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

## 氏名などの明告

第3条 当トレーラーハウスは宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という）を引き受けた場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、電話番号、及び職業
- (2) その他当トレーラーハウスが必要と認めた事項。

## 宿泊料金の支払い

### 第4条

- (1) 料金の支払いは、予約と同時にクレジットカードにて清算を行っていただきます。事前契約による承諾無しにクーポン券、小切手、一括会社請求等、売掛・後日清算は取り扱っておりません。
- (2) 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合の宿泊料金は返金いたしません。
- (3) 当トレーラーハウスでは、連泊の宿泊者様は宿泊日数分の予約時での同時クレジットカード清算が可能です。
- (4) 宿泊料金の支払いは日本円以外は受付けておりません。

## 予約の解除

### 第5条

- (1) 当トレーラーハウスは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は、一部を解除したときは、違約金申受け規定により違約金（キャンセル料）を申受けます。
- (2) 当トレーラーハウスは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊当日の午後5時になっても到着しないときは、その宿泊予約は解除されたものとみなし処理することがあります。
- (3) 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、飛行機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 当トレーラーハウスは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3項から第8項までに該当することとなったとき。
- (2) 第3条第1項の事項の申告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が申告されないとき。

## 宿泊の登録

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当トレーラーハウスのフロントにおいて次の事項を登録してください。

- (1) 第3条第1項の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、氏名、性別、国籍、日本入国地及び入国年月日。
- (3) その他当トレーラーハウスが必要と認めた事項。

### 第8条

- (1) 宿泊者が当トレーラーハウスを利用できる時間は、午後2時より翌朝午前10時迄とします。
- (2) 深夜の門限はございません。

## チェックアウトタイム

### 第9条

- (1) 宿泊者が当トレーラーハウスの客室をあけていただく時刻（チェックアウトタイム）は午前10時迄とします。

## 利用規則の遵守

### 第10条

- (1) 宿泊者は、当トレーラーハウス内において当社が定めて掲示した利用規則に従っていただきます。

## 宿泊継続の拒絶

第11条 当トレーラーハウスは、お引受した宿泊期間中といえども次の場合は宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3項から第8項までに該当することとなったとき。
- (2) 前条での利用規則に従わないとき。

## 宿泊の責任

第12条

- (1) 当トレーラーハウスの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災そのほかの理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件によるほかの宿泊施設をあっせんします。
- (2) 当トレーラーハウスの責に帰さない事由又は不可抗力により、宿泊者に対して客室の提供ができなくなった場合については前項の対象外として当社はその責任を負いません。
- (3) 宿泊者が当社の掲示した利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当社はその責任を負いません。
- (4) 宿泊者が泥酔等で嘔吐し寝具及びカーペット等汚し、客室を使用不能にした場合その間にこうむった損害金を請求させていただきます。通常の使用でない乱暴な扱いにより客室内の器物破損が生じた場合も同様です。
- (5) 貴重品などの持ち物は宿泊者自身で管理してください。万一の紛失・盗難に対して当社は責任を負いかねますのでご注意ください。

## トレーラーハウス内の備品に関して

第13条 当トレーラーハウスは、全ての宿泊者に対し、平等にサービスの付与を目指しております。室内の備品は当社が、全ての宿泊者に快適に過ごしていただくために管理する財産です。

- (1) 当トレーラーハウス内の備品を、宿泊者が館外に持ち出したことが認められた場合は、賠償金を申受けます。
- (2) 客室にご用意しておりますアメニティは、客室内でご利用ください。

## ルームキーに関して

第14条 ルームキー紛失の場合、実費ご負担いただきますのでご了承ください。

## 忘れ物に関して

第15条 当トレーラーハウスでは、お客様のお忘れ物につきましては、1ヶ月間保管させていただきますが、プライバシーの保護の観点からご連絡は致しません。又、飲食物・新聞・雑誌等につきましては処分させていただきますのでご了承ください。

### **駐車について**

第16条 当社は、駐車において、天災・地変・火災・盗難・その他の事故により、その車両、その他物件に損害を生じた場合においても、一切の責任を負いかねますのでご注意ください。特に貴重品に関しては、お客様ご自身での管理をお願い致します。

### **違約金申受け規定**

第17条 当トレーラーハウスの違約金（キャンセル料）は以下の通り申受けます。

連絡無しの不泊と当日キャンセルは宿泊料金の100%

宿泊前日のキャンセルは宿泊料金の80%

上記以外の日のキャンセルは、当社予約サイトまたは、提携先予約サイトをご確認ください。